

**新規就農者確保緊急円滑化対策事業（世代交代円滑化タイプ）に係る
担当者説明会次第**

日時①：令和7年4月24日（木）10：00～11：00

日時②：令和7年4月25日（金）10：00～11：00

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）世代交代円滑化タイプ（令和6年度補正予算）について

- ・事業概要
- ・要望調査

（2）質疑応答

3 閉 会

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代円滑化タイプの概要

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、
親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

1. 対象者

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

2. 支援内容

① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費



② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)



③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等に要する経費



※ ①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象。
※ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・施設等、経営移譲者等が所有する資産の購入又は賃貸借に係る経費等は補助対象外。

3. 補助額

◆ 国費上限 600万円 (2の①～③の合計)

◆ 補助率

①、② : 国 1/3以内、都道府県又は市町村 1/3※

③ : 国 1/2以内 (都道府県支援分の2倍を国が支援)

※①、②の地方負担は任意。都道府県又は市町村が補助を行う場合、補助率に応じてポイントを加算。

4. 主な要件

- ✓ 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ✓ 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること。
- ✓ 青色申告を行うこと。
- ✓ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ✓ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

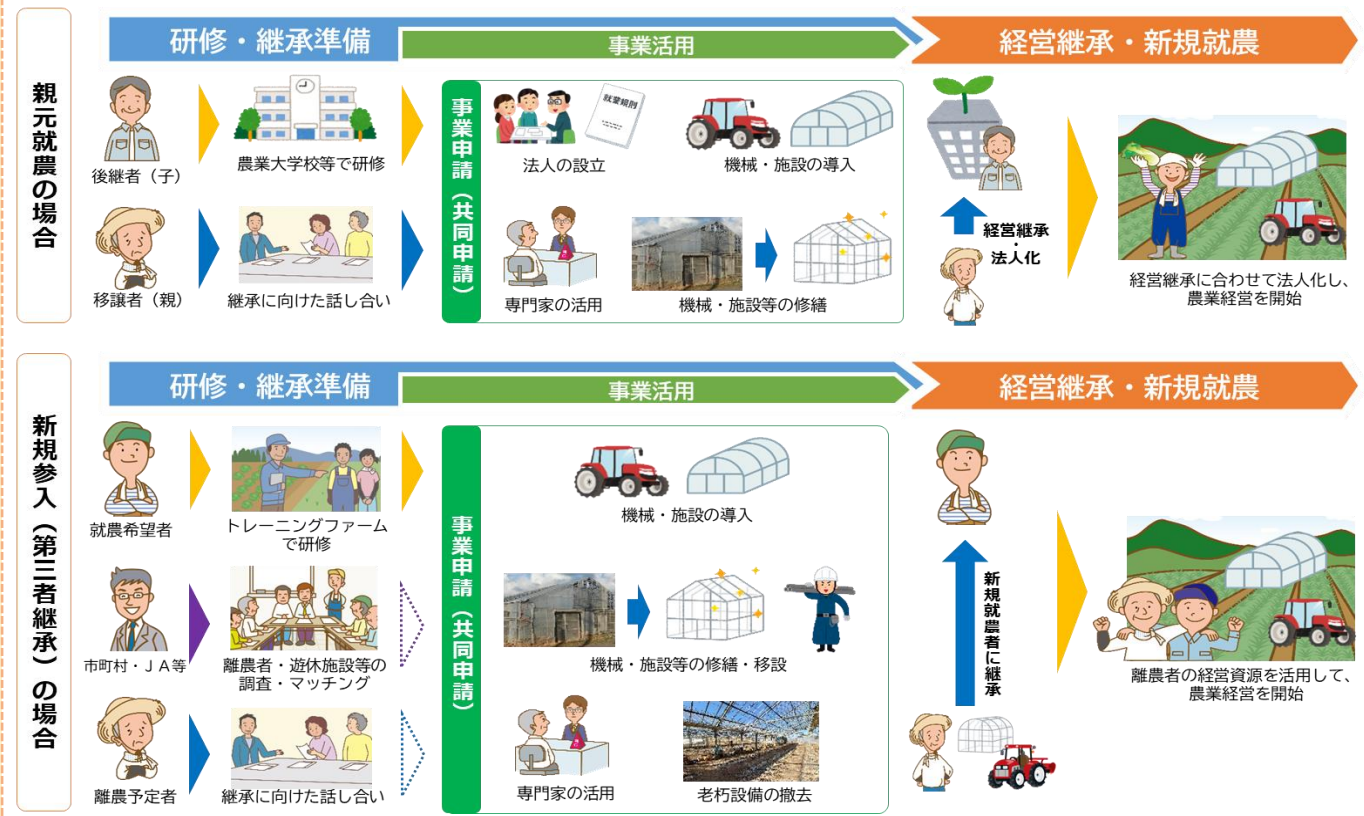
※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。



5. 共同申請

- 経営資源の有効利用に向けた取組又は円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、**経営移譲者等との共同申請（事業実施）が可能。**
- **研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。**

【共同申請による事業の実施例】



※ 市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関との共同申請も可能。

※ 経営移譲者等が整備した機械・施設等の経営資源は、事業実施年度の3年後の年度までに新規就農者に譲渡（当該経営資源が、農地などの不動産の場合は貸付けも可）。

※ 経営移譲者等が経営発展に向けた取組を実施することは不可。

6. 成果目標

事業実施年度の3年後の年度までに、以下①、②を達成すること。

① 農業経営改善計画の認定を受けること。

② 以下のア又はイを達成すること。

ア 将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模より増加していること。

イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

ただし、以下に該当する場合は、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。

- ・ 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている
- ・ 事業実施年度の経営規模が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている

※経営規模：作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか

※ 経営開始前に事業を活用した場合の目標年度は、経営開始年度の3年後の年度。

7. ポイント

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から採択します。

No.	項目		Pt
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	①－1 地域サポート計画が策定されている	1
		①－2 ①－1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		①－3 ①－2に加え、①－1の地域サポート計画の支援分野の全てについて、担当機関・部署が明確になっている	3
		② 第5のIの2の（1）又は（2）の取組について、都道府県又は市町村が、合わせて補助率1／3以上の支援を実施する 補助率1／6以上の支援を実施する	5 3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、GAP認証等を取得する	3
4	経営の発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より	
		50ポイント以上高い	5
		40ポイント以上高い	4
		30ポイント以上高い	3
		20ポイント以上高い	2
10ポイント以上高い	1		
5	法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
		② 目標年度までに農業経営を法人化する	3
6	家族経営協定を書面で締結している		1
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）			30

お問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

事業の詳細・申請方法等については、市町村・都道府県の農政部局、以下の地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6375
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628

MEMO

国事業併用可否

	就農準備資金	経営開始資金	雇用就農資金	経営発展支援事業 (初期投資)	世代交代円滑化タイプ	経営継承 ・発展支援事業
就農準備資金		○	× ※一部例外者	○	○	○
経営開始資金	○		○	○	×	×
雇用就農資金	× ※一部例外者	○		×	○	○
経営発展支援事業 (初期投資)	○	○	×		×	×
世代交代円滑化タイプ	○	×	○	×		×
経営継承・発展支援事業	○	×	○	×	×	

経営発展支援事業と世代交代円滑化タイプの主な違い（Q&A No.59参照）

- ①国費補助上限が500万→600万に引き上げられていること（地方負担を前提とすれば、国・地方を合わせた補助額は最大900万～1200万となる）
- ②機械・施設等の修繕・移設・撤去や経営継承にむけた専門家活用、法人化等の取組みが支援対象に追加
- ③支援対象期間が拡大（令和4年4月以降に経営を開始した者又は法人）
- ④研修性等経営開始前の者も共同申請により事業を活用可能
- ⑤経営継承する場合の農業経営への従事年数の制限がない（経営発展支援事業では継承する経営に従事後5年以内）
- ⑥親子で共同経営する法人や農外企業等、認定新規就農者の認定を受けにくい経営体も対象になりうる

令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ (経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠) 所要額調査Q&A(未定稿)

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
1	交付要件	事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始とは、具体的にいつか。	令和6年度補正予算世代交代円滑化タイプ及び令和7年度当初予算経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠においては、令和4年4月から農業経営を開始した者を対象とします。 なお、法人として申請を行う場合は、令和4年4月以降に農業経営を開始した法人に限ります(必ずしも法人の設立日とする必要はありません)。	
2	交付要件	令和3年度以前から、親の経営に従事していても、自身が経営主となっていないければ、対象となるか。	経営の主宰権を有していなかったのであれば(親の経営に従事していた、雇用就農していた等)、対象となります。 ただし、親子で家族経営協定を締結して共同申請によって経営改善計画の認定を受けていた場合は、子が共同経営者として経営を開始した時点をもって対象となるかを判断してください。	
3	交付要件	令和4年4月以降に農業経営を開始した者が、令和4年4月より前に農業経営を開始している法人の役員に就任する場合、事業を活用可能か。	活用できません。法人として申請を行う場合は、令和4年4月以降に農業経営を開始した法人に限ります(必ずしも法人の設立日とする必要はありません)	
4	交付要件	第5のⅠの1の(5) 「地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等」について、事業のどの時点で位置づけられている必要があるか。	原則として、事業実施年度中(事業実施時点で経営を開始していない場合は事業実施年度の翌年度まで)に目標地図への位置付けを完了する必要があります。	
5	交付要件	地域計画に位置づけられることが確実と見込まれるという判断で地域計画が策定される前に事業開始することは可能か。 (別紙様式第1号-1に申請時添付資料に地域計画の写しの記載がありますが、事業実施年度中に策定されれば申請は可能か)	策定前であっても事業実施は可能です。ただし、交付対象者が地域計画にどのように位置付けられるのか、事業要件を満たしているか等を申請時に確認できるよう、地域計画の素案を提出する等を行ってください。また、申請書に策定期間を明記させる等により時期を把握し、地域計画策定後、速やかに提出するようにしてください。	
6	交付要件	現時点で将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画となっていないくても、事業実施年度に地域計画の見直しを行い、当該要件を満たす場合は対象となるか。	事業実施年度内に、将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に見直されれば、対象となります。ただし、どちらに該当するかで成果目標の設定方法が異なりますので、ご注意ください。	
7	交付要件	地域計画について、複数の地域計画に位置づけられている場合、全ての地域計画が将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画である必要はあるのか。	いずれか1つの地域計画が将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であれば対象となります。 なお、成果目標については、当該交付対象者の経営全体が対象となります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
8	交付要件	第5のⅠの4(2)イ 事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っているとは、どのように考えるのか。 例えば、同じJA生産部会の規模や、地域計画における同品目の規模などで良いか。	地域計画に位置付けられた者における当該品目の平均規模を想定しています。 地域計画による算定が困難な場合は、例えば、JA生産部会のうち地域計画に位置づけられている者の経営規模等を活用することも可能です。	
9	交付要件	農業経営を継承(親元就農や第三者継承)せずに独立・自営就農する場合でも、事業を活用できるか。	令和4年4月以降に農業経営を開始した者であれば、活用可能です。	
10	交付要件	親子で認定農業者となる場合も対象となるか。	本事業は、独立・自営就農する50歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人を対象としており、親子で認定農業者となっている場合、独立・自営就農とは言えないため、対象とはなりません。 ただし、家族経営を法人化して子を役員に位置付ける場合等は、対象となり得ます。	
11	交付要件	経営開始資金と併用することはできるか。	経営開始資金との併用はできません。 そのため、調査段階において申請者と十分協議してから、要望を提出してください。	
12	交付要件	青色申告はいつ行う必要があるのか。既に青色申告を行っていないといけないのか。	事業実施年度中(研修中の場合は、経営開始年度中)に行ってください。	
13	交付要件	前年の世帯所得が600万円以上である者も対象となるか。	対象となります。当事業に所得要件はありません。	
14	助成対象	どのような機械・施設等が支援の対象になるのか。	本事業では、農業生産、出荷調整、農産物加工に使用する機械・施設等が対象になります。 農業生産、出荷調整、農産物加工に直接使用しないもの(例:直売所や農家レストラン、観光農園のみに使用するもの)、汎用性が高いものは対象にはなりません。	
15	助成対象	第5のⅠの2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組 耐用年数を超えた機械・施設の修繕も対象で良いか。	2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組については耐用年数の制限はありません。 ただし、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告する必要があります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
16	助成 対象	第5のⅠの2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組 事業実施年度より前に(継承元から)交付対象者へ移譲済の機械を、修繕する場合、事業対象になるか。	移譲済みの機械であっても支援の対象となります。 移譲と修繕を同時で実施する必要はありません。 なお、機械等を移譲する前に共同申請により修繕等を行う場合は、就農・経営継承計画等の内容に基づき、取組を実施するとともに、原則として目標年度までの間に交付対象者に譲渡する必要があります。(第5のⅠの6)	
17	助成 対象	第5のⅠの2 (1)経営資産の有効利用に向けた取組の修繕と2の(3)経営発展に向けた取組の 改良はどのように区別したらよいか。	既存機械等の機能や資産価値が上がる場合は改良とみなして、2の(3)経営発展に向けた取組により申請ください。 改良に該当しない場合(単純更新等)は、2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組により申請ください。	
18	助成 対象	第5の7の(4) 25万円以上とは、消費税込みの金額か、或いは、消費税を除いた金額か。	消費税込みの金額です。 また、消費税は補助対象となりますが、実績報告書の提出時点において、課税仕入れに係る消費税額の控除の有無が判明していない場合には、実績報告書の提出後に、消費税仕入れ控除税の額報告を行い、消費税相当額のうち国庫補助金額に相当する額を返還する必要があります。	
19	助成 対象	第5の7の(4) 所要額調査時点では25万円以上であったが、入札により25万円以下となった場合は助成対象とならないのか。	対象とはなりません。このため、事業費が25万円以上であることが確実と見込まれるものを対象として事業を計画してください。	
20	助成 対象	農地の購入・貸借に係る費用は対象となるか。	農地については、取得費用も賃借料も対象外です。	
21	助成 対象	機械・施設の規模決定が適切か判断する必要があるか。	取組主体は、交付対象者から成果目標に向けて妥当な規模の機械・施設の導入等であることを説明する資料の提示を受け、助成対象とすべきかどうか総合的に判断してください。	
22	助成 対象	翌年度に使うための機械・施設等については、本年度の助成対象となるか。	整備した当該年度に利用する農業用機械・施設を整備することが基本ですが、計画策定の時期との関係から、本年度に導入しないと次年度の春作業に間に合わない等、やむを得ない事情がある場合は助成対象となります。	
23	助成 対象	第5のⅠの2の(2)円滑な経営移譲に向けた取組 法人化に伴う登録免許税は対象になるか。	対象になります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
24	助成 対象	第5のⅠの2の(2)円滑な経営移譲に向けた取組 専門家の活用について、専門家の条件等はあるか。	専門家の条件・資格等は問いませんが、事業計画の審査に当たっては、経営移譲に係る知見を有する者であることを交付主体において確認ください。また、円滑な経営移譲に関する内容のみが助成対象となりますので、ご注意ください(通常の農業経営に係るコンサル料等は対象になりません)。	
25	補助 上限	第5のⅠの3の(2) 事業費が補助対象事業費上限を超える場合(例:事業費3,000万円)でも事業を実施可能か。	活用可能です(国費補助上限額は600万円です)。	
26	補助 上限	夫婦または複数青年による法人設立による共同経営で農業経営を開始する場合、 国費補助上限は引き上がるのか。	国費補助上限(600万円)に変更はありません。	
27	補助 上限	2の(1)経営資源の有効利用に向けた取組及び(2)円滑な経営移譲に向けた取組については、県又は市町村が1/3以上の支援を実施した場合はポイント加算されますが、県と市町村が1/3を超えて支援することも可能か。	可能です。	
28	共同 申請	実施要綱第5のⅠの7(1)について 「事業実施時点で経営を開始していない場合」の事業実施時点とはどの時点を指すか。 (要望時か、計画申請時か、交付申請時か、その他の時点か)	事業実施年度(令和7年度)の時点で営農を開始していない場合です。	
29	共同 申請	共同申請は、研修生でないとできないのか。	研修中の者に限らず、親の下で農業に従事している者など、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能です。	
30	共同 申請	共同申請を行った場合、共同申請者(経営移譲者)の経営を全て継承する(リタイアする)必要があるのか。	その必要はありません。また、必ずしも経営規模を縮小させる必要もありません。	
31	共同 申請	共同申請者(経営移譲者)について、何か要件(認定農業者など)はあるか。	共同申請者の要件はありません。また、実際に経営を移譲する者に限らず、地域サポート計画に位置付けられた関係機関(JA、市町村等)との共同申請も可能です。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
32	ポイント	ポイント項目に係る取組はいつまでに実施する必要があるのか。	ポイント項目のうちNo.1～3、No.5①、No.6～9については事業実施年度内、No.4及びNo.5②は目標年度までに要件を満たす必要があります。	
33	ポイント	所要額調査回答後にポイントが変更になった場合はどうなるのか。	ポイントが上がった場合でも、所要額調査時のポイントで判断します。また、ポイントが下がるという事例は認められませんので、所要額調査段階で確実なものについてポイント付けをしてください。 ただし、ポイント項目のうちサポート体制の②(都道府県又は市町村による支援)については、都道府県又は市町村の支援措置の内容(可否)が本調査時点で確定していなくても、支援が措置される可能性があれば、見込みでポイント付けすることを可とします。 なお、当該ポイントが見込みである場合、都道府県又は市町村の支援措置いかによって、採択ラインを下回る可能性がある者については、仮採択という扱いとし、支援措置の内容(ポイント)が確定するまで、事業着手はできないこととします。	
34	ポイント	研修項目について「①作目を含む」と「②作目について」の違いは何か。	①作目を含む: 研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む作目が研修内容に含まれている ②作目について: 研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けている	
35	ポイント	研修項目について認定を受けた研修機関等でない場合や雇用就農・親元就農の場合は加点対象となるのか。	認定を受けた研修機関等で研修を受けていることが望ましいですが、認定を受けていなくても、農業経営を開始するにあたって適切な研修を受けていると判断される場合は、ポイントの対象となります。 また、農業法人等での雇用、親元就農についても研修と同様と判断される場合には対象となります。 上記の場合は、研修内容や契約内容、聞き取りなどで確認し、該当と判断した理由を整理し求められた際提示できるように事業実施で保管してください。	
36	ポイント	研修項目について農業法人での雇用や親元での農業従事を通じて研修した者について、概ね1年以上(1,200時間以上)であることや、販売流通マーケティングの知識などに関する研修を受けた履歴を確認する書類がない場合、研修先への聞き取りや青年等就農計画に記載された内容で確認して判断してよいのか。	聞き取りなどで確認した場合は、該当と判断した理由を整理し求められた際提示できるように事業実施主体で保管してください。	
37	ポイント	研修項目について所要額調査時点では研修中の場合、ポイント付与できるのか。	研修中の場合であっても、条件を満たす研修を行っている場合はポイント加算の対象となります。 なお、ポイント加算の際は、研修を途中で中止するなどポイントの変更が生じないよう留意してください。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
38	ポイント	研修項目の②について 複数品目(例えばトマト、ハクサイ)で就農する場合、両方の品目について②の条件を満たさなければポイント付与できないのか。	両方の品目ではなく、(トマト、ハクサイの)どちらかの品目について②の条件を満たせばポイント加算の対象となります。	
39	ポイント	研修項目の③について 農大や県が認定する研修機関においても、販売や経営研修を実施しているが、どの程度の水準であればポイントを付与してよいか。	履修されていれば、研修を受けたとしてポイント加算の対象となります。	
40	ポイント	研修項目の③について ①の研修を受けた者が③の研修を受けた場合はポイント付与してよいか。	ポイント加算の対象とはなりません。 ②の自らが取り組もうとする作物について研修を概ね1年以上受けている者が、③の研修を受けた場合のみポイント加算の対象となります。 ①+③ → 1ポイント ②+③ → 3ポイント ③のみ → ポイントなし	
41	ポイント	サポート体制項目の①-1について 地域サポート計画の策定等の加点をする際の判断する時点はいつか。	今回の所要額調査の提出期限までに策定されていることが必要です。 また、策定後すみやかに、「農業をはじめの.JP」へ掲載をお願いします。	
42	ポイント	サポート体制項目の①-2について 普及指導センターが作成する普及指導活動対象者一覧等に掲載されている者が対象となるのか、もしくは普及指導センターが毎年策定する「普及指導活動」において重点指導者と位置付けられている者が対象となるのか。	交付対象者の事業計画を承認するまでに、普及指導センターが作成する普及指導活動対象者一覧等に掲載されている者でかまいません。 また、必ずしも個人名で対象となっている必要はなく、「新規就農者」として広く指導活動の対象となっている場合でも対象となります。	
43	ポイント	サポート体制項目の①-3について 「①-2の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている」は①-2に加えて①-1の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている必要があるのか。	①-2に加えて①-1の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている場合に①-3を満たすこととなります。	
44	ポイント	GAP認証等の取得について GAP認証等に、都道府県認証が含まれるか。	農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格する見込みの場合は、現時点ではポイントの対象としてください。(ただし、今後の要綱等の調整の結果、対象とならない可能性もあるためご注意ください。) (参考)国際水準GAPの推進について https://www.maff.go.jp/i/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
45	ポイント	経営の発展項目について 10ポイント以上、20ポイント以上・・・と記載されている「ポイント」とは、どのような考え方か。	例えば、成果目標が、目標年度の経営規模が事業実施年度の経営規模の120%以上である場合、目標年度の経営規模が事業実施年度の150%となれば、+30ポイント（150%－120%）となり、付与されるポイントは3ポイントとなります。	
46	ポイント	経営の発展項目について 成果目標で定める「基準」とは何を示すのか。現状値で良いのか、又は要綱第5のIの4の(2)で示された水準を示すのか。	第5のIの4の(2)のイの規定で該当する経営規模の増加率(120%又は110%)です。	
47	ポイント	家族経営協定について 一人で農業経営する場合はどのように定めるべきか。	家族経営協定を参考に作成してください。	
48	ポイント	農業版事業継続計画(BCP)について 具体的な取組内容を示していただきたい。	農業版事業継続計画(BCP)については、農林水産省のホームページに掲載されているので、参考してください。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html	
49	ポイント	データを活用した農業について データを活用した農業の定義は何か。	データを活用した農業とは、 ①気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用。 ②経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用。 ③センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用。 (2020年農林業センサス参照)	
50	ポイント	データを活用した農業について 環境制御装置のようなスマート機器を活用した場合にのみポイントを付与できるのか。あるいは、温湿度・かん水量・収量等を記録し、自分でデータ化したものを営農に生かす等、アナログ管理の場合でもポイントを付与できるのか。	スマート機器を活用した場合に限らず、本人が記録したデータを営農に生かす場合もポイント加算の対象となります。	
51	見積もり	見積書提出済の場合は「○」を記入とあるが、「×」つまり見積書なしでもエントリーは可能か。	所要額調査段階で見積書が提出されていることを確認してください。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
52	見積 もり	所要額調査段階での見積もりについて、3社以上必要か。	執行残を抑制する観点から2社以上が望ましいですが、所要額調査では、最低1社から見積もりを取得してください。実際の執行段階(交付決定(交付決定前着手届)後の契約に当たって、見積もり合わせにより業者選定する場合には、複数社(3社以上が望ましい)の見積書を取得してください。	
53	融資	(1)経営資産の有効利用に向けた取組、(2)円滑な経営移譲に向けた取組について、金融機関から融資を受ける必要はあるか。	(1)経営資産の有効利用に向けた取組、(2)円滑な経営移譲に向けた取組については、金融機関からの融資は必須ではありません。 (3)経営発展に向けた取組については、経営発展支援事業に準じた下記のとおり。 ・融資額は、原則、総事業費(補助対象上限額を上回る場合、上限額)から助成額(国費、県費以外に市町村等が負担する場合は、当該助成額を含む)を差し引いて算出した額とします。ただし、算出した額が100千円以上の場合は、100千円未満(算出した額が100千円未満の場合は、算出した額の2割未満)の額については、融資によらず自己資金とすることができます。	
54	融資	本事業に係る融資について、青年等就農資金を活用することは可能か。	可能です。 認定農業者の場合はスーパーL資金を活用することも可能です。	
55	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 所要額調査時点で、すでに融資を受けている必要があるか。または受けることが確約できるならばよいという前提であれば、どのように確約を取ればよいか。	所要額調査時点で、金融機関から融資を受けている必要はありません。また、確約については、本人が事前に融資の相談を金融機関に行い、融資が可能か否か確認をもって判断してください。	
56	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 金融機関から融資を受けることが要件となっているが、いつまでに貸付決定、融資実行を受けている必要があるのか。	予め融資に向けた金融機関との協議は進めた上で、交付決定後に貸付決定してください(既に貸付決定を受けている場合は、この限りではありませんが、既に着手等している整備等については対象となりません)。なお、本事業の完了に当たっては、融資額が確定し、助成金額を確定する必要があるため、融資実行は事業完了日までに行われる必要があります。	
57	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 自己負担分について金融機関の貸付額が千円単位等であり、端数が出た場合は自己資金でよいか。	金融機関の規定で切り捨てられた端数については、自己資金で負担可能とします。ただし、当該金融機関の最低融資額等について規定された文書を提出し、自己資金で負担した額が融資額の端数であることを市町村が確認してください。	
58	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 農地利用効率化等支援交付金は対象となる金融機関について定めがあるが、本事業は定めはないという認識でよいか。	定めはありません。 融資を要件としている目的は、金融機関の審査を受けた適切な計画とするためですので、ご留意願います。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
59	その他	世代交代円滑化タイプ(経営発展支援事業地域計画早期実現支援枠)と経営発展支援事業(初期投資促進事業)の違いはなにか。	経営発展支援事業との違いとしては、 ・国費補助上限額が500万→600万に引き上げられている (地方負担を前提とすれば、国・地方を合わせた補助額は最大900万～1,200万円となる) ・機械・施設等の修繕・移設・撤去や、経営継承に向けた専門家活用、法人化等の取組が支援対象に追加 ・支援対象期間が拡大(令和4年4月以降に経営を開始した者又は法人) ・研修生など経営開始前の者も共同申請により事業を活用可能 ・経営継承する場合の農業経営への従事年数の制限がない (経営発展支援事業は継承する経営に従事後5年以内) ・親子で共同経営する法人や農外企業など、認定新規就農者の認定を受けにくい経営体も対象になり得る等が挙げられます。	
60	その他	いつから事業に着手することができるのか。	事業実施主体から交付決定の通知を受ければ、事業に着手できます。なお、市町村交付規則等に交付決定前着手の規定がある場合は、交付決定前であっても事業に着手することができます。	
61	その他	資材不足等の影響による納期遅れにより、年度内に事業が完了しない場合はどうなるか。	繰越しができる仕組みとしていますが、事業が完了しなかった理由による(財務省との協議による)ところとなりますので、期間内に完了いただくようお願いします。 ※補正予算の場合は事故繰越になるため、原則、繰越不可です。	
62	その他	助成金の支払いは、事業が完了した後、交付対象者から領収書と別紙様式第3号「実績報告兼助成金支払請求書」の提出があった後に支払いでよいのか。	事業内容(日付、補助対象物件の内容(機種名、台数、金額など)、交付対象者名(発注者名)、業者名など)が確定したことを書面(納品請求書、領収書など)で確認できれば支払いが可能となります。(なお、助成金の交付対象者への支払いについては、業者への支払い如何は問いません(条件ではありません。)).業者への支払時期は交付対象者と選定業者との2者間の売買契約等での取り決めに基づきますので、それに従って支払いは適切に行ってください。)	
63	その他	交付対象者に概算払いすることは可能か。	原則として、取組完了後に実績報告兼助成金支払請求書の提出を受けて、精算払いしてください。ただし、県規則・市規則で定めている場合には、概算払いすることも可能です。	
64	その他	成果目標を達成できなかった場合、どのような対応が求められるのか。	第6の1に記載しているとおり、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受け、実現可能な目標を立てるようお願いします。なお、達成できなかった場合は、第9の4の(3)に記載しているとおり、改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じるようお願いします。	

令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
 （経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
 所要額調査Q&A（未定稿）

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
65	その他	経営資源の有効利用に向けた取組（修繕・移設・撤去等）について、財産管理台帳での整理は必要か。	財産管理台帳での整理は不要です。 他方、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告することになっています（目標年度の翌年度まで報告）。 なお、「改良」に該当する取組については、経営発展に向けた取組での支援としており、財産管理台帳での管理が必要となりますので、ご注意ください。	
66	その他	居住していない市町村で就農する人は、就農地の市町村で要望するのか。	就農地の市町村に要望することが基本と考えますが、関係市町村が調整した上で居住地で要望することも可能です。	

※本要綱は、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業」です。

（案）

事務連絡

令和7年（2025年）4月 日

各市町村農政主管課長 様

熊本県農林水産部担い手支援課長

令和6年度補正予算世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプの
第2回所要額調査について（依頼）

このことについて、九州農政局より別紙のとおり依頼がありましたので、貴市町村管内の該当者に周知いただくとともに、要望を取りまとめの上、ご提出くださるようお願いいたします。

記

1 事業内容 別紙事業概要資料

2 提出期限及び書類

（1）令和7年5月9日（金）×切

- ① 別紙3-1（要望調査票）
- ② 別紙3-2（要望者リスト）
- ③ 別紙3-3（就農・経営継承計画）**暫定版**（※**地域計画の写し**を添付）
- ④ 別紙4（予算措置額状況）
- ⑤ その他県が妥当性、適正性の確認のために必要とする資料
 - ア **要望調査確認シート**（世代交代円滑化タイプ関係）
 - イ **見積書及びカタログ**（該当部分をわかるように印をつけてください）
 - ウ **規模決定根拠** 様式①（機械、トラクター等）、様式②（その他）

（2）令和7年6月6日（金）×切

- ① 別紙3-3 **最終版**（※**地域計画の写し**を添付）

3 提出先 下記担当

4 提出形式 電子データ

5 留意事項 別紙参照

<担当者連絡先>

熊本県農林水産部生産経営局

担い手支援課 担当 堤

TEL 096-333-2432（直通） FAX 096-382-6934

Mail ooki-s-w@pref.kumamoto.lg.jp

世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ所要額調査に係る留意事項

（１）第２回所要額調査の対象について

ア 本事業はポイントの高い順に国及び県の予算の範囲内で採択されます。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択されます。

イ 以下の場合には申請不可とします。

- ・ 別紙３－２、３－３において、「不明」や「未確認」の項目がある場合
- ・ 見積書（所要額調査時点の事業費を把握するためのもの）の提出がない場合
- ・ 別紙３－２の「事業費関係」欄のうち、経営発展に向けた取組を行う者において「融資を受けている」の項目が×である場合

※別紙３－２の「事業費関係」欄のうち、「融資を受けている」においては、金融機関と融資の協議を行っており、融資を受ける見込みがあると確認した上で○とすること。

ウ これまでに経営開始資金等または経営発展支援事業、世代交代・初期投資促進事業を活用した者の申請はできません。

（２）ポイントの確認等について

ア 要望調査時のポイント算出の誤りや根拠資料、実施しようとする事業内容の確認不足（予定する経営規模に比して過剰な能力の機械を修繕する計画であった、設定した目標値が過大であった）等から、事業の実施が大幅に遅れたり、断念に至ったりする等の事案が発生する可能性があります。

このため、所要額調査に際しては、

- ・ ポイント算出の根拠となる助成対象者等の取組内容や計画を客観的な資料により確認し算出に誤りがないようにするとともに、当該資料を整理・保存
- ・ 助成対象者の事業内容（就農・経営継承計画、設定する成果目標の内容等）の妥当性、適切性等を十分に確認するように、御助言願います。

イ サポート体制①－２について、普及指導センター（＝農業普及・振興課）が事業申請者を普及指導活動の対象者として位置づけることにより２ポイントが付与されます。（内報後に別途とりまとめ）

ウ サポート体制②については、①経営資源の有効利用に向けた取組と②円滑な経営移譲に向けた取組に５ポイント付与して下さい。

(3) 就農・経営継承計画について

本事業は、就農・経営継承計画を作成いただくことになります。就農・経営継承計画の確認・修正に時間を要することが見込まれるため、円滑に事業を執行する観点から、当該計画の主要な項目について、計画を作成次第、別紙3－3により、申請者1人ごとにシートを作成の上、提出していただきますようお願いいたします。(原則、エクセルで提出してください。)

提出時には、地域計画の写しも添付していただくようお願いします。

※暫定版：5月9日× ※最終版：6月6日× (地域計画の写しを添付)

(4) 世代交代円滑化タイプに係る予算額調査について

現時点での市町村の予算額について、可能な範囲で報告をお願いします(別紙4)。

(5) 第2回所要額調査の対象となる予算(財源)について

今回の所要額調査においては令和6年度補正予算(世代交代円滑化タイプ)の活用を基本とされます。なお、令和7年度当初予算(地域計画早期実現支援枠)でなければ、事業を実施できない等の事情がある場合には個別にご相談ください。

5 特記事項

- ・様式の記入方法については、各様式内の注意事項等をよく御確認ください。
- ・全体集計に影響が生じるため、決められた様式のセル列に他の項目を挿入することやセルの結合はしないでください。
- ・質疑については、別添質問様式にとりまとめ、なるべくメールで提出してください。

6 今後のスケジュール

6月上旬を目途に国が内報を行う予定です。

(別表 1 - 1)

世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作 目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以 上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作 目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以 上）受けている	2
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知 識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経 営に関する研修を受けている	3
2	サポート 体制	①－1 地域サポート計画が策定されている	1
		①－2 ①－1に加え、普及指導センターの普及指 導活動の対象者として選定されている	2
		①－3 ①－2に加え、①－1の地域サポート計画 の支援分野の全て※ ¹ について、担当機関・部署 が明確になっている	3
		② 第5のⅠの2の（1）又は（2）の取組につい て、都道府県又は市町村が合わせて、 補助率1／3以上の支援を実施する 補助率1／6以上の支援を実施する	5 3
3	経営管理 の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、 作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、GAP認証等を取得する※ ²	3
4	経営の 発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定 める基準より	
		50ポイント以上高い	5
		40ポイント以上高い	4
		30ポイント以上高い	3
		20ポイント以上高い	2
10ポイント以上高い	1		
5	法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内 に法人化する	5
		② 目標年度までに農業経営を法人化する	3
6	家族経営協定を書面で締結している※ ³		1
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計 画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）			30

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

- ※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。
- ※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

規模決定根拠

市町村 ○○市町村 担当者名 ○○ ○○ 交付対象希望者 ○○ ○○

1 経営状況

令和4年に青年等就農計画の認定を受けて経営を開始予定。主に露地野菜（冬季レタス）、施設野菜（アスパラガス）、水稻作での農業経営を行う。青年等就農計画の目標値を達成するため、ハウスを新設する予定。

2 今後の目標

気象条件（台風、降雨、低温 等）に影響されづらい耐風性ハウスの導入を行い、作物の安定生産につなげる。

3 規模決定の根拠

事業内容 ハウス 間口●m×●●m ●棟

作物

目標反収（頭数）、販売額

農地面積

事業を実施する△△地区では年間を通した温暖な気候を生かして、高収益作物である冬レタスの生産が盛んである。また、オクラ・インゲン・シシトウの栽培にも取り組んでおり、これらは冬レタスを作付けするまでの夏季作物として生産する。ハウス栽培ではミニトマト・キュウリ・アスパラガス・ニガウリの生産が行われている。本事業の交付対象希望者は、令和4年に新規就農され、ハウス施設でのアスパラガス栽培に取り組む予定。

目標反収 3 t で、5 年後の目標販売額 600 万円を達成するために、20a のハウスが必要で、1 年目の投資では 10a のハウスを建築予定。

6m×60m×3 連棟のハウスで枕等を除き、実質の栽培面積は、約 10a。

また、近年は全国的に気象災害が多発し、園芸施設の倒壊が相次いで発生している。△△地区においても施設園芸野菜の栽培時期である春から秋にかけては、南西方向からの強風や台風が頻繁に発生しており、強風による被害が発生する可能性がある。このため、本事業においても気象災害の影響を受けないハウスを導入することによりハウス被害の防止に努め、作物の安定生産につなげたい。

本体パイプ径：φ31.8mm ※（25m/s 以上 35m/s 未満）に耐える強度

春から秋にかけて南風および台風による被害が多いので、強風に耐える耐風性ハウスの導入が必須となっている。

現在、利用権設定している農地は〇〇aだが、今回間口●m×延長●●mの耐風性ハウスを導入して、青年等就農計画の目標を達成したい。

既存機械の今後の使用状況	導入機械と併用する
既存機械の能力等	自脱型コンバイン 4条

市町村名:	熊本県
地区名:	水前寺
助成対象者名:	熊本 花子

記載例

規模決定根拠

導入機械 ・機器名	① 作業 能率	1日のほ場作業量				作業可能日数					1台当たり 作業可能 面積	導入機 械の利 用対象 面積	理論上 必要台 数
		実作業時間			⑤ 1日の ほ場 作業量 {(10/①×60)× ④}/100	作業期間	⑥ 期間内 日数	⑦ 作業 可能 日数率	⑧ 作業 可能 日数 ⑥×⑦	⑨ 作業 回数			
		② 1日の 作業時 間	③ 実作業 率	④ 1日の実 作業時間 ②×③									
	(分/10a)	(時間)	(%)	(時間)	(ha/日)	(月日～月日)	(日)	(%)	(日)	(回)	(ha)	(ha)	(台)
自脱型コンバイン(4条) 既存	32	8	72	5.8	1.08	10/5～10/14	9	87	7.8	1	8.5	6.8	0.80
自脱型コンバイン(6条) 今回導入	23	8	72	5.8	1.50	10/5～10/14	9	87	7.8	1	11.8	9.4	0.80
				0.0	0.00				0.0		0.0		0.00
				0.0	0.00				0.0		0.0		0.00
作業能率の根拠	・自脱型コンバイン(4条):カタログより10～53min/10aのため、中央32min/10a ・自脱型コンバイン(6条):カタログより7～39min/10aのため、中央23min/10a				1日の作業時間、実作業率、作業期間、作業可能日数率、作業回数等の根拠、オペレーター数		JA全農機械化計画のたて方参照 ・実作業率:刈取脱穀 オペレーター2人 圃場分散「中」 ・作業期間:作業日誌より ・オペレーター:2名 ※自動操舵などを導入する場合は、必要性を記載してください。						

※作業能率は導入機械のカタログ等から算出し、計算を行った場合は、根拠欄に計算式を示すこと。

※1日の作業時間が通常と異なる場合は、根拠欄に示すこと。

※実作業率及び作業可能日数率は、JA全農機械化計画のたて方等を参照すること。

※作業期間が月をまたぐ場合、作業可能日数率が異なるため、段を分けること。

※既存機械と併用する場合、既存機械の規模決定根拠も示すこと。

※理論上必要台数が0.8台以上になっていることを確認してください。

※既存機械と併用する場合、既存機械で作業を行う面積と

令和7年度第2回所要額調査表(世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ)

(令和〇年〇月〇日現在)

※赤の太枠内にもみ、入力してください。

	世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ									備考	
	助成金							推進事業費	計		
	経営資源の有効利用に向けた取組		円滑な経営移譲に向けた取組		経営発展に向けた取組		合計				
	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)	金額 (千円)		金額 (千円)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧ (②+④+⑥)	⑨		⑩ (⑧+⑨)
A県合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
A県(又は公社等)										0	
B市										0	
C市										0	
D町										0	
E村										0	

* 行は必要な分だけ、適宜、「行の挿入」で増やしてください。

注1 人数は、全ての交付要件を満たした又は満たすことが確実と見込める者の数を入力し、その根拠となるリスト(別紙3－2と別紙3－3)を添付してください。

注2 金額は、国費分を記入してください。

注3 別紙3－1の各都道府県の合計値(人数、金額)と、別紙3－2の各リストの合計値(人数、金額)がそれぞれ合うようにしてください。

注4 推進事業費は既に配分されている金額は入力しないでください。

(令和〇年〇月〇日現在)

※ 各々のセルフチェックリストから該当項目を選択（電話番号等シートも参照）

※ 1名（夫婦型・複数法人）が2人以上の取組や、2機以上の施設整備を行う場合、2行に分けて記載し、それぞれの見直し欄・事業経費欄、融資額等を記入してください。その際、補助上限額が600万円以下の補助対象事業費上限額以内であることを確認してください。合計人数は、2人以上の取組や、2機以上あっても1名としてカウントします。但、氏名の頭に注意してください。都道府県、各政務、沖縄総合事務局は、転記・計算誤りがありませんように確認してください。

※ 申請者数集計用では、各申請者の1行目にチェック（✓）を入れてください。夫婦型又は複数の青年就農者からなる法人の申請については、それぞれの

※ 出身で「農家」を選択した場合、「法人」又は「複数法人」を除き就農形態で「新たに農業経営を開始」を選択することはできません。

就農・経営継承計画

令和 年 月 日

長殿

[申請者]
住 所：

氏 名：
(法 人 名)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年12月 1 日付け 5 経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 1 の規定に基づき世代交代円滑化事業計画の承認を申請します。

1 就農状況

就農状況	
経営開始 (予定) 時期	令和 年 月 独立・自営就農（予定）時の年齢：
就農 (予定) 地	
就農形態	

- ※ 1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
※ 2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
※ 3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

2 経営概要（※申請時に未就農の方は就農時の予定を記入）

営農類型					
経営面積 飼養頭羽数	合計：		a	主な作目：	
			a	作目：	
			a	作目：	
農業所得 (円)					
農業経営の構	氏名	生年月日 (年齢)	交付対象者との 続柄 (法人経営にあ っては役職)	年間の農業 従事日数	担当業務

成 (交付対象者 本人・家族労 働力)					
従業員数	常時雇用者数	人（うち女性 人）			
	臨時雇用者数	人（うち女性 人）			
法人化の 予定	法人化しない理由：				

3 就農・経営継承・経営発展に向けた取組方針

--

4 共同申請

共同申請の 有無		
※以下は共同申請「有」の場合のみ記載する。		
共同申請者 の情報	氏名 (団体名)	
	住所	
	交付申請者との 関係（続柄）	
経営移譲に 向けた取組内 容	※取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を具体的に記入する	

※ 申請者が未就農の場合は、必ず共同申請者を設定すること。

5 取組内容（事業内容）

経営資源の有効利用に向けた取組					
取組内容	経営資源の名称、修繕・移設・撤去等の取組の詳細を記載				
取組の背景	当該経営資源の修繕・移設・撤去等を行う理由・必要性、具体的な支障の内容等を記載				
取組実施者					
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計
					0

円滑な経営移譲に向けた取組					
取組内容	活用する専門家、相談事項、法人化に向けた取組事項等を記載				
取組の背景	取組を行う理由・必要性、経営移譲に係る支障の内容等を記載				
取組実施者					
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計
					0

経営発展に向けた取組

取組内容	機械等（能力、台数）、リース機械等（能力、台数）等				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計
					0

6 地域計画への位置付け

地域計画の地区名		
地域計画の分類		
位置付けの状況		
当該地域計画 内での経営内 容	現状	a 作目：
		a 作目：
	10年後 (予定)	a 作目：
		a 作目：

※交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合は、行を追加し、全ての地域計画について記載すること。

7 成果目標

(1) 農業経営改善計画の認定 認定予定年度：令和○年度

(認定に向けた取組方針)

(2) 経営規模^{※1}

項目	①現状 ^{※2} (令和○年)	②目標 (令和○年)	②／①	備考 ^{※3}

※1 作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれかを選択

※2 申請時に未就農の方は、経営開始時の予定値を記載する

※3 第5のIの4の(2)のイについて、(ア)又は(イ)に該当する場合は記載

8 成果目標の達成状況、目標達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組 (取組状況報告時に記載)

※成果目標の達成状況、別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を具体的に記載する。

9 本事業により整備した経営資源の利用状況（取組状況報告時に記載）

10 地域のサポート体制について（取組状況報告時に記載）

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名	-	-	-

相談実績又は今後相談したいことについて

11 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（取組状況報告時に記載）

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

添付書類（申請時）
別添1：収支計画＊1
別添2：履歴書
別添3：確約書＊2
別添4：経営を開始した時期を証明する書類＊1
別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊1
別添6：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
別添7：地域計画の写し
別添8：環境負荷低減のチェックシート＊1

＊1 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。
＊2 申請時に未就農の場合に限る。

別添1

収支計画

*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近(事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。

			事業実施					
			現状 (令和○年) (年 月 ～年 月)	1 年(度)目 (年 月 ～年 月)	2 年(度)目 (年 月 ～年 月)	3 年(度)目 (年 月 ～年 月)	目標 4 年(度)目 (年 月 ～年 月)	5 年(度)目 (年 月 ～年 月)
農 業 収 入		経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
収 入 計 (円) ①			0	0	0	0	0	0

		事業実施					
		現状	1年(度)目	2年(度)目	3年(度)目	目標	5年(度)目
		(令和○年) (年 月 ～年 月)	(年 月 ～年 月)	(年 月 ～年 月)	(年 月 ～年 月)	4年(度)目 (年 月 ～年 月)	(年 月 ～年 月)
農業 経営 費 (円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
	その他						
支出計(円)②		0	0	0	0	0	0
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計(円)①－②	0	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---	---

R7当初：経営発展支援事業(R6補正：世代交代・初期投資促進事業を含む)に係る都道府県及び市町村の予算措置額状況

2025/4月末時点												
都道府県	① R7予算額 (千円)									宣定等の状況	備考	都道府県独自の要件
	① = ② + ③ ・R7当初（経営発展支援事業）又はR6補正（世代交代・初期投資促進事業）に活用可能な額を記載してください。	② うち都道府県予算額 (千円)	②-1 ②うち、初期投資促進タイプ等の都道府県予算額 (千円)	②-2 ②うち、世代交代・円滑化タイプ等の都道府県予算額 (千円)	世代交代・円滑化タイプ等における都道府県予算の補助率 ※その他の場合は備考欄に補助率を記入してください。	③ うち市町村予算額 (千円)	③-1 ③うち、初期投資促進タイプ等の市町村予算額 (千円)	③-2 ③うち、世代交代・円滑化タイプ等の市町村予算額 (千円)	世代交代・円滑化タイプ等における市町村予算の補助率 ※その他の場合は備考欄に補助率を記入してください。			
〇〇県合計	0	0	0	0		0	0	0		・査定済み ・財政課査定済み ・〇月下旬予定等	・取組方針や積算の考え方等、自由に記載してください。 ・国費が県費の2倍でない場合、独自支援を行う等、その旨記載してください。 ・現時点で予算計上しない場合や予算要求予定の場合は、その旨と予定の要求額などの状況等を記載してください。	・事業実施にあたり、都道府県独自で要件を設ける予定の場合は記載してください。 （例：500万円コースに限定して募集、県補助率は補助対象事業費上限の1/3等）
1 A県	0	0										
2 B市	0					0						
3 C市	0					0						
4 D町	0					0						
5 E村	0					0						

*行は必要な分だけ、適宜、「行の挿入」で増やしてください。

①要件

世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ (経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠) 事業 確認シート

交付対象希望者名:

	確認項目	確認方法	チェック
①	独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・就農時点(予定含む)により確認。	独立・自営就農時の年齢 — 歳
②	事業実施の年度の3年前に経営を開始し、独立・自営就農をする者であること。	令和4年度以降に農業経営を開始していること、若しくは共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに開始予定であることを聞き取り等により確認。	農業経営開始日 年 月 日(予定) 共同申請の状況 有・無
	ア. 農地の所有権又は利用権を有していること。	農地の所有権又は利用権を有していることが確認できる書類の写しにより確認。 ・農地基本台帳 ・農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書 ・公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画若しくは農用地利用集積等促進計画 ・特定作業受委託契約書 ・都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画 (農地を用いない農業(畜産等)の場合は確認不要。) 要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
	イ. 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。	農業機械・施設の売買・貸借の契約書や購入の際の領収証、固定資産課税台帳等の写しにより確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
	ウ. 生産物や生産資材等を申請者名義で出荷・取引していること。	農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
	エ. 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者名義の通帳及び帳簿で管理していること。	本人の営農口座の通帳の写し及び売上げ等を管理する帳簿により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
	オ. 農業経営に関する主宰権を有していること。	既に経営を開始している場合は、申請者が意思決定しているかどうか、経営を主宰するために必要となる代表権を有していることや経営管理の主体となっていることを、開業届、登記事項証明書、確定申告書や聞き取り等により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
③	青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けること。	青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の場合は、事業実施年度中の認定予定時期を聞き取り等により確認。	1. 認定済 2. 認定予定 — 年 月 日
④	目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること。	「目標地図に位置づけられている場合」 対象地域の目標地図 「確実と見込まれる場合」 目標地図作成検討会の議事録、その他目標地図検討過程が判るもの(例: 地域での話し合いメモ等)	目標地図に 1. 位置づけられている 2. 位置づけられる見込み
⑤	当該地域計画が「ア 将来像が明確化された地域計画」又は「イ 将来の目標とする集積率が現状の集積率を上回っている地域計画」を満たすこと。 (参考) 将来像が明確化された地域計画であると判断する場合は、下記内容を留意すること。 ・「農用地の将来に関する目標」の地域計画に複数の目標地図が含まれている場合においては、地域計画を単位として判断する。 ・交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合においては、受益地の過半が将来像が明確化された地域計画に含まれる。	「ア 将来像が明確化された地域計画の場合」 「農用地の将来に関する目標」と「受け手不在農地の面積の割合」がどちらも基準を満たしていること。 ＜農用地の将来に関する目標＞ ①②のどちらも満たすものであること。 ①地域計画における「将来の目標とする集積率」が「現状の集積率」を下回っていないこと。 ②将来の目標とする集積率が8割以上であること。 ※②においては、市町村を単位とした中間農業地域又は山間農業地域である場合、将来の目標とする集積率が次の3つのうち、いずれかを満たせばよい。 ・現状の集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上である。 ・現状の集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状の集積率から10ポイント以上増加する。 ・現状の集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上である。 ＜受け手不在農地の面積の割合＞ 地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覽に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を除いた面積の割合が、次の2つうち、いずれかを満たせばよい。 ・農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。 ・農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。	1. アを満たしている。 2. イを満たしている。

①要件

⑥	成果目標を目標年度までに達成可能な計画であると取組主体に認められること。	青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けている場合は、技術力、経営力、資金力等を勘案し、目標年度までに農業経営改善計画の認定を受けられる計画となっているか、経営規模の増加目標の達成が現実的で達成可能な計画となっているかを確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。	
⑦	青色申告を行うこと。	既に経営を開始している場合は、事業実施年度中に青色申告の申請を行うことを聞き取り等により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、事業実施年度の翌年度までに青色申告を行うことを聞き取り等により確認。	青色申告申請日 年 月 日 (予定)
⑧	[経営発展に向けた取組を行う場合] 自己負担分について、金融機関から融資を受けていること。	融資の詳細(金融機関・融資名、融資額等)について、計画と金融機関との相談状況を聞き取り等により確認。	
⑨	[豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥及び七面鳥を飼養する場合] 都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。	—	
⑩	就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。	交付対象者が地域で農業や生活を行っていく上で必要な地域活動(用水路管理等)や地域生活になじむための様々なコミュニティへの参加や協力する意思・状況を、聞き取り等により確認。	
⑪	経営開始資金、経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	離職票原本や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄及び対象者データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。	
⑫	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること	「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減に取り組む意思があることを、聞き取り等により確認。	

※ 要望調査時点で経営開始していない場合は、交付申請者の事業計画の承認申請時までに要件を満たすことが確実であることを確認してください。

**世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠) 事業 確認シート**

	確認項目	点数	確認方法	チェック
1 研修 (※)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	1	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む作目が研修内容に含まれていることを確認。	
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	2	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けていることを確認。	
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、農業経営に関する研修を受けていることを確認。	
2 サポート 体制	① 1 地域サポート計画が策定されている。	1	「農業をはじめの.jp」の閲覧等により、農業次世代人材投資事業等に基づく地域サポート計画が策定されていることを確認。	
	① 2 ① 1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。	2	地域の普及指導計画や指導要領において、新規就農者を重点指導対象としていることを確認。	
	① 3 ① 2に加え、① 1の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3	地域サポート計画の第2 地域サポート体制について「その他」以外の支援内容の担当機関・部署名が全て記入されていることを確認。	
	[経営資源の有効利用に向けた取組と円滑な経営移譲に向けた取組を行う場合] ② 経営資源の有効利用に向けた取組と円滑な経営移譲に向けた取組について、都道府県又は市町村が合わせて(A)、補助率1/3以上の支援を実施する	5	都道府県又は市町村が合わせて、補助率の割合がポイントの基準を満たしており、支援が実施できることを確認。	
	(A) が、補助率1/6以上の支援を実施する	3		
3 経営管理 の合理化 (※)	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける。	1	経営を開始している場合は、書類等に記録をつけていることを確認。経営開始前である場合は、記録方法等を聞き取り、実施が確実であることを確認。 (農作業の記録方法の例) ・ノートに記録している(営農日誌等) ・エクセルやワード等を用いて自らの様式で管理している ・生育状況等を写真に撮って保存している ・スマホアプリ等(アグリノート等)を活用している ・その他の方法(営農管理システム等)で管理している	
	② ①に加え、GAP認証等を取得する。	3	既に取得している場合は認証書類等で確認。取得する予定である場合は認証取得に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。 (GAP認証) GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAP等 (ガイドライン準拠のGAP) 農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格したもの (参考) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html	1. 認定済 2. 認定予定 年 月 日 3. 種類
4 経営の 発展 (※)	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より(B)、50ポイント以上高い	5	事業実施年度の経営規模と目標年度の経営規模の増加割合の数値で確認。	
	(B) が、40ポイント以上高い	4		
	(B) が、30ポイント以上高い	3	(ポイント算定の例) 成果目標が、目標年度の経営規模が事業実施年度の経営規模の120%以上である場合、目標年度の経営規模が事業実施年度の150%となれば、+30ポイント(150%-120%)となり、付与されるポイントは3ポイントとなります。	
	(B) が、20ポイント以上高い	2		
	(B) が、10ポイント以上高い	1		
5 (※)	農業経営を法人化する。	1	本年度、経営開始と同時に法人化している場合は定款等により確認する。法人化する予定である場合はスケジュールや経営計画の聞き取り等により実施が確実であることを確認。	
6 (※)	家族経営協定のうち農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項書面で締結している(法人の場合は就業規則等、単身の場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている)。	1	既に締結している場合は書類により確認。締結する予定である場合は、締結に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。	
7 (※)	農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1	既に策定している場合は書類等により確認。策定する予定である場合は、策定に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。	
8 (※)	データを活用した農業を実践する。	1	既に実践している場合はデータや活用状況、実践する予定である場合は取組の内容や整備する機器等の内容やスケジュールの聞き取り等により確実であることを確認。 (データを活用した農業の例) ① 気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用 ② 経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用 ③ センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用	
9 (※)	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける	1	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく実施計画を既に認定している場合は書類等により確認。認定する予定である場合は、認定に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。	

(※) 確認方法については、ヒアリングに加えて、下記の方法に拠ることも可能

・認定新規就農者又は認定農業の場合 青年等就農計画、経営改善計画

市町村担当者名:

令和6年度補正予算世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプに係るQ&A

[illegible]

令和6年度補正予算世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプに係るQ＆A

番号 (全体)	番号 (農政局等)	農政局等	質問者	区分	分類	受付日	共有可否	質問	回答案 (農政局)	本省回答	回答の根拠	本省 回答日	備考
------------	--------------	------	-----	----	----	-----	------	----	-----------	------	-------	-----------	----

[記載等にあたっての注意事項]

- 注1) 地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局 (以下、「農政局等」という。) は、本省に質問等を送付する際は、本質問様式にて、管内における質問を随時追加して本省に送付してください。なお、本省が共有するQ&A全体版に追加するのではなく、あくまで管内分のみのQ&Aとしてファイルをまとめて本省に送付してください。本省は、各農政局等からの質問等に対する回答を記入した上で、各農政局等の質問等を統合したQ&A全体版を農政局等に随時共有します。
- 注2) 番号 (全体) は、本省で質問の番号管理するので、農政局等は記入の必要なし。番号 (農政局等) は地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局 (以下、「農政局等」という) の番号管理として記入してください。
- 注3) 「分類」欄には、当該質問の主となるキーワードを記入してください。
- 注4) 質問に対する回答案を農政局等で作成し、その根拠となる要綱、手引き等の該当規定等を「回答の根拠」欄に記載してください。
- 注5) 「共有可否」欄には、農政局等に共有可能な場合は○、共有不可の場合は×を記入してください。

第2回要望調査

・提出期限及び書類

令和7年5月9日（金） 〆切

別紙3－1（要望調査票）

別紙3－2（要望者リスト）

別紙3－3（就農・経営継承計画）暫定版（※地域計画の写しを添付）

別紙4（予算措置額状況）

その他県が妥当性、適正性の確認のために必要する資料

ア 要望調査確認シート（世代交代円滑化タイプ関係）

イ 見積書及びカタログ（該当部分をわかるように印をつけてください）

ウ 規模決定根拠 様式①（機械、トラクター等）、様式②（その他）

令和7年6月6日（金） 〆切

別紙3－3 最終版（※地域計画の写しを添付）

※国内報予定：6月上旬

※現在、県実施要領は決裁中 今後のスケジュールは追ってお知らせします。